

## 令和2年度 建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る

### 入札契約制度の改正について

建設業は地域の基幹産業として、良質な社会基盤の整備を通じて市民の暮らしや経済を支えるだけでなく、その役割は施設の長寿命化対策や地域の災害復旧などますます重要になっております。

このような中、昨年6月に、いわゆる「新・担い手三法」が成立し、従来の担い手三法に規定された建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念等に加え、働き方改革の推進や生産性向上への取組、さらには災害時の緊急対応の充実強化も定められたところです。

本市においても、新・担い手三法の趣旨等を踏まえるとともに、入札不調の減少を図り事業が円滑に実施できるよう、令和2年度につきましても引き続き以下のとおり制度の改正を行います。

#### 制度改正

1. 建設工事における週休2日試行工事の導入について
2. 土木一式工事C等級及びD等級の災害復旧工事の発注について（試行）
3. 建築一式工事D等級の入札方法等を一部変更します（試行）
4. 専任配置可能技術者が配置できない場合の申出の適用範囲を拡大します（試行）
5. 現場代理人の常駐義務の緩和措置を見直します（試行）
6. 入札方法等の一部変更（試行）の継続について

※ 建設コンサルタント業務等に係る入札契約制度の改正はありません。

令和2年3月30日

大分市総務部 契約監理課

## 1. 建設工事における週休2日試行工事の導入について

本市では、建設業における働き方改革の推進の一環として、労働環境の改善に向けた意識向上及び将来の担い手の確保に資するため、建設業界における週休2日の普及に向けての効果及び課題を把握することを目的に「週休2日試行工事」を実施します。

### (1) 対象工事

本市が発注する**土木工事のうち**、設計金額が4,000万円以上の工事とします。

また、対象工事は、特記仕様書に週休2日試行工事であることを明示します。ただし、以下の工事は除きます。

- ①竣工時期及び作業時間の制約が厳しい工事（出水期における河川区域内工事など）
- ②緊急を要する工事（災害復旧工事など）
- ③工期が90日未満の工事
- ④その他発注者が指定する工事

### (2) 発注方式

受注者の希望により「週休2日試行工事」を実施することができる「受注者希望型」とします。

### (3) 週休2日の定義

「週休2日」とは、工事の着手前に、4週間のうち6日間以上の休日を定め、休日には現場での作業（※1）は一切行わず、1日を通して現場閉所することです。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、祝日、年末年始（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場制作のみを実施している期間、余裕期間を設定した工事における余裕期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間は含まないものとします。

#### 【休日取得形態】

4週8休	4週間のうち、8日間以上の休日を定め確保することをいう。
4週7休	4週間のうち、7日間の休日を定め確保することをいう。
4週6休	4週間のうち、6日間の休日を定め確保することをいう。

#### 【現場での作業に該当しない作業（※1）】

- ・ 臨機の措置（異常気象等における現場対応や安全パトロール等）
- ・ 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない作業
- ・ その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

(4) 間接工事費等・工事成績評定の取り扱い

①間接工事費等の取り扱い

「週休2日」が完全に達成できた場合は、休日取得形態に応じて、労務費、機械経費及び間接工事費率に以下の補正係数を乗じて増額変更する。ただし、市場単価については対象外とします。

	4週8休	4週7休	4週6休
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費	1.04	1.03	1.01
現場管理費	1.05	1.04	1.02

②工事成績評定の取り扱い

4週8休の取得形態が完全に達成できた場合についてのみ、以下の項目において評価します。

なお、達成できなかった場合においても減点は行いません。

監督員(1)	5. 創意工夫 I. 創意工夫
監督員(2)	2. 施工状況 II. 工程管理

※4週7休、4週6休の達成については工事成績評定の評価対象としません。

◆ 令和2年4月1日以降に入札公告を行うものから適用します。

## 2. 土木一式工事C等級及びD等級の災害復旧工事の発注について(試行)

本市発注の土木一式工事のうち、道路や農地などの災害復旧工事の指名競争入札については、平成29年度に15件、平成30年度に7件の入札不調が発生しています。(今年度は、令和2年1月末現在発注なし。)

土木一式工事については、「大分市が発注する建設工事の指名競争入札参加者選定に関する要領」において、設計金額ごとの指名業者数を定める基準を設けておりますが、災害復旧工事の速やかな施工により、市民生活の不安を早期に解消し、地域の安心安全を図る必要があることから、以下のとおり入札方法及び指名業者数の一部変更を試行します。

(変更点)

当分の間、土木一式工事C等級及びD等級の案件のうち、指名競争入札により契約相手を決定する災害復旧工事(※注1)に限り、C等級の設計金額が800万円以上1,000万円未満の案件については、指名業者数を現行の7者から11者に、D等級の設計金額が500万円以上800万円未満の案件については、指名業者数を現行の7者から11者に、設計金額が500万円未満の案件については指名業者数を現行の6者から10者に変更します。

また、その入札において入札不調となった場合は、指名替えを行わず、以下のとおり入札参加資格要件を付して土木一式工事C等級又はD等級を対象に一般競争入札に移行します。

### 【入札方法等の一部変更部分(土木一式工事 C 等級)】

	現行(令和元年度)	改正後(令和2年度)
C等級 1,000万円未満 800万円以上	指名競争入札 指名業者数7者	指名競争入札 指名業者数11者※注2
		※上記の入札が不調の場合
		一般競争入札へ移行  《入札参加資格要件等》 ・C等級(該当エリアに限る。)※注3 ・指名希望順位 1位又は2位 ・手持工事の入札参加制限を除外

※注1 対象案件となる「災害復旧工事」とは、地震及び風水害等の自然災害に起因した工事で、工事名に災害復旧、農地復旧、護岸復旧又は水路復旧などの記載がある工事に限ります。

※注2 障害者雇用促進企業等の優遇措置指名については、従来どおり1者の追加指名とします。

※注3 平均完成工事高が対象案件の設計金額(税抜)以上の業者に限ります。

【入札方法等の一部変更部分(土木一式工事D等級)】

	現行(令和元年度)	改正後(令和2年度)
D等級 800万円未満 500万円以上	指名競争入札 指名業者数7者	指名競争入札 指名業者数11者※注2
		※上記の入札が不調の場合  一般競争入札へ移行  <<入札参加資格要件等>> ・D等級(該当エリアに限る。)※注3 ・指名希望順位 1位又は2位 ・手持工事の入札参加制限を除外
D等級 500万円未満	指名競争入札 指名業者数6者	指名競争入札 指名業者数10者※注2
		※上記の入札が不調の場合  一般競争入札へ移行  <<入札参加資格要件等>> ・D等級(該当エリアに限る。)※注3 ・指名希望順位 1位又は2位 ・手持工事の入札参加制限を除外

※注1 対象案件となる「災害復旧工事」とは、地震及び風水害等の自然災害に起因した工事、工事名に災害復旧、農地復旧、護岸復旧又は水路復旧などの記載がある工事に限ります。

※注2 障害者雇用促進企業等の優遇措置指名については、従来どおり1者の追加指名とします。

※注3 平均完成工事高が対象案件の設計金額(税抜)以上の業者に限ります。

◆ 令和2年4月1日以降に指名通知を行うものから適用します。

### 3. 建築一式工事 D 等級の入札方法等を一部変更します(試行)

本市発注の建築一式工事D等級の指名競争入札については、平成30年度に8件、令和元年度は1月末時点で9件の入札不調が発生しており、事業の進捗の遅れをはじめ影響が出ています。

建築一式工事については、「大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱」において、設計金額ごとに入札に参加できる等級を、また「大分市が発注する建設工事の指名競争入札参加者選定に関する要領」において、設計金額ごとの指名業者数を定める基準を設けておりますが、入札不調対策として入札参加者基準及び指名業者数の一部変更を試行します。

(変更点)

**当分の間、建築一式工事 D 等級の案件のうち、設計金額500万円未満の案件について指名競争入札の指名業者数を現行の6者から10者に、500万円以上の案件については指名業者数を現行の7者から11者にします。**

**また、その入札において入札不調となった場合は、指名替えを行わず、以下のとおり入札参加資格要件を付して建築一式工事 C 等級及び D 等級を対象に一般競争入札に移行します。**

【入札方式等の一部変更部分(建築一式工事)】

	現行(令和元年度)	改正後(令和2年度)
D 等級	指名競争入札 500万円以上 指名業者数7者 500万円未満 指名業者数6者	指名競争入札 500万円以上 指名業者数11者※注1 500万円未満 指名業者数10者※注1
		※上記の入札が不調の場合  一般競争入札へ移行  <<入札参加資格要件等>> ・C等級及びD等級※注2 ・指名希望順位 1位又は2位 ・手持工事の入札参加制限を除外

※注1 障害者雇用促進企業等の優遇措置指名につきましては、従来どおり1者の追加指名とします。

※注2 設計金額が500万円以上の案件については、D等級の入札参加資格要件として、平均完成工事高が対象案件の設計金額(税抜)以上の業者に限ります。

◆ 令和2年4月1日以降に指名通知を行うものから適用します。

#### 4. 専任配置可能技術者が配置できない場合の申出の適用範囲を拡大します(試行)

本市では総合評価落札方式による建設工事の入札に限り、専任配置可能技術者として届け出ていた者を、入札後に他の工事に配置することにより当該工事に配置できないとして、その旨を記載した申出書の提出があった場合は、当該入札を無効として取り扱っています(※注1)が、今回、申出による無効取り扱いの適用範囲を、以下のとおり拡大します。

	現行(令和元年度)	改正後(令和2年度)
契約方式	要件設定型一般競争入札により発注する建設工事のうち、総合評価落札方式によるもの	① 要件設定型一般競争入札により発注する建設工事のうち、総合評価落札方式によるもの ② 要件設定型一般競争入札により発注する建設工事のうち、 <b>価格競争によるもの</b> ※注2、※注3、※注4
申出方法	入札した工事名、配置できなくなった理由、入札者の住所・代表者名(社名を含む。)を記入・押印した申出書(様式は任意)を契約監理課に提出	現行どおり
提出期限	公告により示した開札予定日時(低入札価格調査を行う場合は、落札決定の前)まで	現行どおり

※注1 申出書の提出がなく落札者となり、専任配置可能技術者の専任配置ができなくなった場合は、指名停止となることがあります。

※注2 専任配置可能技術者の届け出を求める要件設定型一般競争入札に適用します。

※注3 専任配置可能技術者として複数の候補を届け出ることができる要件設定型一般競争入札(総合評価落札方式によるもののうち、技術提案チャレンジ型及び共同企業体のその他構成員が複数届け出る場合を含む。)において、複数の専任配置可能技術者がある場合は、従来どおり複数の候補者を届け出ることができます。  
詳細は案件ごとの公告文にて確認してください。

※注4 指名競争入札には適用しません。

◆ 令和2年4月1日以降に入札公告を行うものから適用します。

## 5. 現場代理人の常駐義務の緩和措置を見直します(試行)

建設工事の現場代理人について、本市が特に認める場合に限り、他の工事の現場代理人との兼任を一部認め、その常駐義務の緩和措置を試行しておりますが、入札不調が増加しており、その要因の一つとして、建設業者の配置可能な建設工事従事者の不足が指摘されていることから、請負業者の受注環境の改善を図るとともに、入札不調対策として、対象工事箇所の相互距離について、次のとおり要件の見直しを行います。

### 【現場代理人の兼任を認める要件】

	現行(令和元年度)	改正後(令和2年度)
対象工事	いずれの工事も本市が発注する工事であること、又は一方の工事が大分市上下水道局の発注であること、かつ兼任対象の工事である旨、特記仕様書で明示したもの。	現行どおり
工事の件数	原則、2件まで。ただし、工事請負代金がいずれも500万円未満の場合に限り3件まで。	現行どおり
対象工事箇所の相互距離	各工事箇所の相互間が、直線距離で10Km以内にあること。	<b>廃止</b> 市内であれば兼任可能※注1
工事費の総額	各工事請負代金(消費税及び地方消費税を含む。)の合計が3,500万円未満であること。 (建築一式工事の場合は7,000万円未満であること。)	現行どおり

※注1 令和元年度に発注した工事との兼任もできるものとします。

◆ 令和2年4月1日より、本市が発注する工事について適用します。

## 6. 入札方法等の一部変更(試行)の継続について

平成30年度から入札不調対策として試行してきました、①建築一式工事における入札参加者基準の一部変更、②管工事における指名業者数・入札参加者基準の一部変更については、いずれもこの入札方法により、不調件数の減少が図られたことから令和2年度も継続します。

### ①建築一式工事

設計金額が1,000万円以上1,500万円未満の案件について、建築一式の等級がD等級の業者のうち、平均完成工事高が対象案件の設計金額(税抜)以上の業者について参加できることとします。

#### 【入札方法等の一部変更部分】

	変更前	変更部分(令和2年度継続部分)
建築一式工事 設計金額 1,500万円未満 1,000万円以上	C等級	C等級 D等級 ※注1

※注1 平均完成工事高が対象案件の設計金額(税抜)以上の業者に限ります。

### ②管工事

管工事C等級(設計金額500万円未満)の案件について指名競争入札の指名業者数を現行の6者から10者といたします。

また、その入札において、入札不調となった場合は、指名替えを行わず、管工事B等級及びC等級(指名希望順位1位又は2位)を入札参加資格要件として、一般競争入札に移行します。

#### 【入札方法等の一部変更部分】

	変更前	変更部分(令和2年度継続部分)
管工事 C等級 設計金額 500万円未満	指名競争入札 (指名業者数6者)	指名競争入札 指名業者数10者 ※注2
		※上記の入札が不調の場合
		一般競争入札へ移行  <<入札参加資格要件等>> ・B等級及びC等級 ・指名希望順位 1位又は2位 ・手持工事の入札参加制限を除外

※注2 障害者雇用促進企業等の優遇措置指名につきましては、従来どおり1者の追加指名とします。